

# 武豊町生垣設置に関する補助金交付要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、緑のまちづくりの一環として、潤いある都市景観の創生を図り、都市防災の機能強化、緑化意識の高揚を図る観点から生垣を設置しようとする者に対し補助金を交付してこの事業の促進を図ることを目的とする。

## (生垣設置の補助基準)

第2条 生垣設置の補助基準は、本町で住宅、店舗の用に供する土地（以下「住宅地等」という。）において、その内容が次に掲げる各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 公衆用道路に面した場所で、道路幅員が4.0m未満の場合には、道路中心線から2.0m以上離れた位置であること。
- (2) 生垣の延長は、連続3.0m以上であり、50m以下を補助金対象とする。
- (3) 樹木の高さが、1m以上のもので、樹木の数は、延長1m当たり2本以上とする。
- (4) 植栽地の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から0.5m以下であること。
- (5) 樹木は、常緑樹を原則とし、土地と生垣に適した樹種とすること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、助成の対象としない。

- (1) 既にある生垣を造り替えようとするもの。
- (2) 過去に同一の住宅地において、補助金の交付を受けたもの。

(3) 販売を目的にしている住宅地等に生垣を設置しようとしているもの。

(4) 町税を滞納している者が設置するもの。

(生 垣 設 置 の 補 助)

第3条 前条の基準に適していると認めたとときの生垣設置の補助金の額は別表第1のとおりとする。

(1) 町長は、前号の規定により補助金等の交付の申請（様式第1号）があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたとときは予算の範囲内において、速やかに交付の決定をしなければならない。

(2) 前号の場合において補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(3) 町長は、補助金等の交付の決定をしたときは速やかにその決定の内容及び条件を付した場合には生垣設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金等の交付を申請した者に通知しなければならない。

(4) 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた後において事業計画等の変更を必要とする場合にあつては直ちに町長に補助金等計画変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(5) 補助事業者等は、生垣設置補助事業が完了したときは、速やかに生垣設置補助事業実績報告書（様式第4号）及び請求書その他必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

(6) 町長は、生垣設置補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、生垣設置の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたとときは、補助事業者等の請求により補助金等の交付をするものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、生垣を健全に管理し、育成に努めなければならない。

(補助金の返還)

第4条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 申請書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 遵守事項の内容に違反したとき。
- (3) その他町長が、補助金の交付を不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

別表第1

区 分	補 助 金
(1) 既存のブロック塀等を取壊して、当該部分に生垣を設置する場合。	生垣の延長に1 m当り3, 000円を乗じて得た額。
(2) 全号以外で新たな生垣を設置する場合。	生垣の延長に1 m当り2, 000円を乗じて得た額。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ブロック塀等とは、ブロック塀・石塀・レンガ塀又は土塀をいう。</li><li>2. 区分(1)及び区分(2)のいずれも1件当たり生垣の延長は50 m以下とする。なお、区分(1)及び区分(2)のいずれにも該当する場合は、(1)の該当部分を優先する。</li><li>3. この表より算出して得た額で、1, 000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</li></ol>	